

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会(第 21 回)  
議事要旨(案)

1 日時

平成 27 年 5 月 21 日(木) 10 時 00 分～ 11 時 20 分

2 場所

総務省(中央合同庁舎第2号館)10 階 第1会議室

3 出席者(敬称略)

(1)構成員

多氣昌生(主査)、雨宮不二雄、石山和志、熊田亜紀子、清水敏久、白井智之、曾根秀昭、田島公博、田中謙治、塚原仁、野島俊雄、長谷山美紀、堀和行、増田悦子、山崎健一、山下洋治、和氣加奈子、渡邊聡一

(2)ワイヤレス電力伝送作業班関係者

福地一(作業班主任)、庄木裕樹、南方真人

(3)関係者((2)ワイヤレス電力伝送作業班関係者を除く)

井上正弘、尾崎覚、上芳夫、佐竹省造、篠塚隆、徳田正満、平伴喜光、松本純、松本泰

(4)事務局

杉野勲(電波環境課長)、澤邊正彦(電波利用環境専門官)、大石通明(電波環境推進官)、水落祐二(課長補佐)、他

4 議事

(1)前回議事要旨について

前回の議事要旨について修正意見があれば 5 月 28 日(木)までに事務局あてに連絡することとして承認された。

(2)電波利用環境委員会報告(案)「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」について

議事について、資料 21-2に基づき、ワイヤレス電力伝送作業班福地主任及び渡邊委員より説明があり、以下の審議が行われた。その結果、所要の修正を加えた上で委員会報告案として確定することとし、パブリックコメントを実施することとされた。

多氣(主査)信号保安設備に対しては、4.8m の離隔距離が必要との説明があった。信号保安設備単体で考えれば 4.8m の円の中に入らなければいいということになると思うが、信号保安設備がたくさんあって、しかも何処にあるか分からないという状況だとすると、実質的には線路から 4.8m 離さなければならないということになると思うが、どちらのイメージなのか。

福地(主任)実際には、どこにあるか分からない場合があると思うので、線路の端から 4.8m の離隔距離をとっていただく方がより安全側の措置になると思う。

多氣主査)誘導無線に関しては、45m という離隔距離は非常に大きい。該当するのは一部の路線のみだけということだが、個別対処可能な見直しはあるのか。

福地主任)これについては、国内で一路線のみが該当しており、この周波数を変えてしまうのが一番簡単な解決方法になるが、そう簡単にはいかないのが、将来的に共用できるような方向で、関係省庁間で検討をしていただいていると聞いている。

事務局)国土交通省と相談して、できるだけ鉄道事業者に負担にならない形で共用可能となるよう検討を進めている。今の時点では、いつまでには明確には言えないが、例えば、ある時期までは離隔が必要になるとしても、いずれかの段階で解除されるような手当をしていきたいと考えている。

多氣主査)資料21-2スライド10では、第5次の高調波まで緩和するが、第7次になると、CISPR の基準値よりも厳しい値になっている。これで問題はないのか。

庄木関係者)関係者間の共通認識では、基本的に第7次以上は従来の許容値を守ることが前提となっており、第7次を低く抑えるために低次のところは緩和していただく必要がある。

田島委員)有線通信システムへの影響という観点では、CISPR クラスBに沿ったものでも、EMC問題が増加傾向にある。今後、電波システムへの影響だけでなく、有線通信システムへの影響についても検証していただきたい。

福地主任)有線通信との共用に関する検討は作業班では行っていないが、今後そういったものが顕在化するようであれば、対応についても検討していく必要があると考える。

田島委員)CISPR-Iでは、通信システムとの整合がとれている。今回は、CISPR-B を適用するとのことだが、その辺りも含めて、今後検討いただきたい。

多氣主査)今回の答申は電気自動車用に限るということだが、人体防護について、今年3月の防護指針の改定に伴う差分は、どういった扱いとなるのか。

事務局)技術基準については、改定後の電波防護指針を適用するということになる。

清水委員)路面電車のATSは鉄道のものとは異なっている。今後、タクシーやバスの停留所等で給電されるようなケースを想定した場合、路面電車への影響についてどう考えるか。

福地主任)路面電車を増やそうという動きもあるので、考慮すべき内容ではあるが、今回実験・シミュレーションに使用したものと同じような装置であるかは調べきれていない。ただ、WPTシステムが今後正規の手続きを踏んで社会に普及した際には、共用していただきたいと個人的には考えている。

総務省)今回の実証実験では、鉄道総合研究所(鉄道総研)にご協力いただいております。先ほどの誘導無線45mの件同様に、鉄道総研を通して、調整検討していく。

清水委員)了。

(3)電波利用環境委員会報告(案)「人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」について

議事について、資料21-4に基づき、渡邊委員(兼比吸収率測定方法作業班主任)より説明があり、以下の審議が行われた。その結果、所要の修正を加えた上で委員会報告

案として確定することとし、パブリックコメントを実施することとされた。

山下委員)手の影響について検討したとのことだが、IECでは手の影響は考慮しないということだったと思うが？

渡邊委員)IEC で手の影響の必要性が検討されているが、現時点では再現性のよい評価手順がつかれないので、従来どおり手の影響がないという前提で評価している。手の影響によって SAR 値が過度に大きくなったりすることは考えにくいという結論になっている。

山下委員)手による影響を考慮して測定方法を設定しているわけではない？

渡邊委員)考慮していない。IEC での手の影響についての検討状況を考慮した上で、従来どおりの整理となった。

多氣主査)今回の答申は IEC62209-1 の翻訳規格というわけではないため、内容は整合するが、文言や構成は本報告書が独自のものを採用している部分がある。

多氣主査)先ほどの渡邊委員からの説明の中で、「9.2 SAR 値の取扱い」において、2段落目と3段落目が矛盾している部分があり、2段落目の要否について議論してほしいと問いかけがあった。この点について何か意見はないか。⇒特段、意見表明は無かった

多氣主査)2段落目は以前の答申にも記述があり、これはこれで重要な点なので、残しておくべきではないかと考える。

石山委員)付録5 複数帯域同時送信時の測定法について、SAR周波数分布が変わると空間分布が変化する点に着目し、分布を考えて重ね合わせをするということが基本ポリシーであるという認識でよいか？

渡邊委員)そのとおり。それぞれの周波数で放射するアンテナが違う可能性もあるし、同じアンテナであっても電流の分布が違うために、それぞれの周波数で別の場所にSARのピークがある可能性がある。

石山構成員)そのような場合に、分布を考えて重ね合わせしましょうと言うことであって、重ね合わせの手法は既存のものか？

渡邊委員)そのとおり。手順3や4は分布の重ね合わせをしている。一方手順1は、最悪条件を想定した最大を足し合わせ、許容値以下であるかを測るもの。例えば、出力の小さい bluetooth 等で有効である。

多氣主査)IEC の改定案は7月の答申までに固まるのか？

渡邊委員)6月には最終国際規格案(FDIS)文書の内容が固まると想定している。なお、IEC には日本のサービス開始時期も伝えて、配慮をいただいているところであり、おそらく大きな遅延はない。

## 5 今後の予定

事務局から次回の委員会については、主査と相談の上、別途日程調整をする旨、連絡があった。

## 【配付資料】

- 資料 21-1 電波利用環境委員会(第 20 回)議事要旨(案)
- 資料 21-2 電波利用環境委員会報告(案)「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的條件」について【概要】
- 資料 21-3 電波利用環境委員会報告(案)「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的條件」について
- 資料 21-4 電波利用環境委員会報告(案)「人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」について【概要】
- 資料 21-5 電波利用環境委員会報告(案)「人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」について
- 参考資料 21-1 電波利用環境委員会報告(案)「人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」について【平成 18 年 1 月答申からの変更点】